

第14 非常警報設備

1 放送設備の設置方法

(1) 自動火災報知設備の地区音響装置

ア 放送設備は、自動火災報知設備の作動と連動して起動し、自動的に音声警報音による放送を行うこととされたことから、規則第24条第5項に定めるところにより、自動火災報知設備の地区音響装置を設けないことができるものとする。ただし、この場合であっても地区音響装置を設けるときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭和60年9月30日付け消防予第110号）の例によるものとする。

イ 放送設備を設けた場合は、規則第14条第1項第4号に規定する「自動火災報知設備により警報が発せられる場合」と同等であると取り扱って差し支えないものとする。

(2) 音声警報

「非常警報設備の基準」（昭和48年消防庁告示第6号。以下「告示6号」という。）第4、3及び4に定める放送設備の音声警報機能を有するものは、規則第25条の2第1項に定める非常ベル又は自動式サイレンと同等以上の音響を発する装置を附加した放送設備として取り扱うことができるものとする。

(3) スピーカーの設置方法

ア 規則第25条の2第2項第3号ロ（イ）に定める放送区域（防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸（障子、ふすま等遮音性能の著しく低いものを除く。）で区画された部分をいう。）の運用については、次のとおりとする。

（ア）部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か、移動式かに係わらず、壁として取り扱うものとする。

（イ）障子、ふすま等遮音性の著しく低いものには、障子、ふすまのほか、カーテン（アコーディオンカーテンを除く。）、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものが該当するものとする。

（ウ）通常は開錠口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うものとする。

（エ）カラオケボックス、カラオケルーム等又は居室以外の部分で常時人のいる可能性のある遮音性の高い場所については、規則第25条の2第2項第3号ロ（ロ）ただし書きに係わらず、当該部屋を一の放送区域として取り扱うものとする。

（オ）特殊な要件の放送区域（残響時間が著しく長い又は短い空間、大空間等）にスピーカーを設ける場合の規則第25条の2第2項第3号ハの基準に基づく音量及び明瞭度の確認については、「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドラインについて」（平成11年2月2日付け消防予第25号）によること。

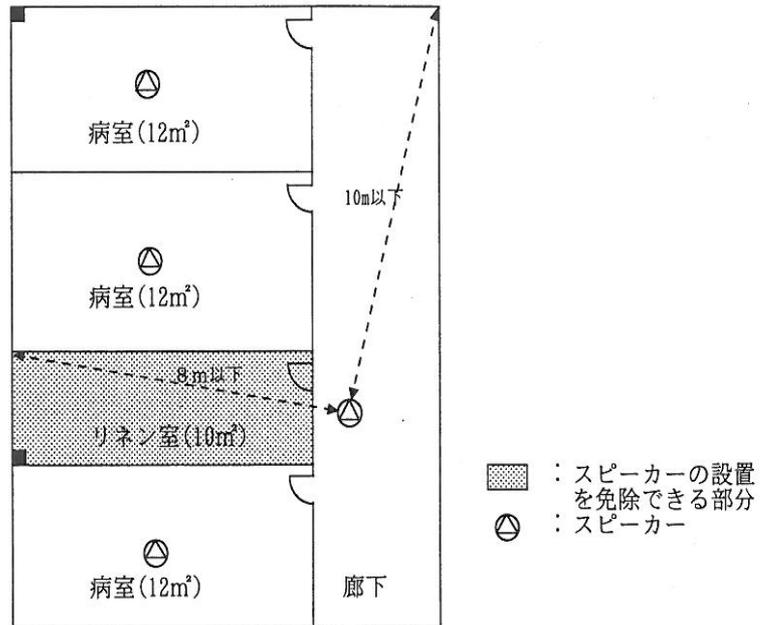
イ 規則第25条の2第2項第3号ロ（イ）は、放送区域の面積によって設置できるスピーカーの種類を区分しているが、スピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、直近のスピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定したうえで、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置するよう指導すること。

ウ 規則第25条の2第2項第3号ロ（ロ）ただし書きに定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次の例によるものとする。

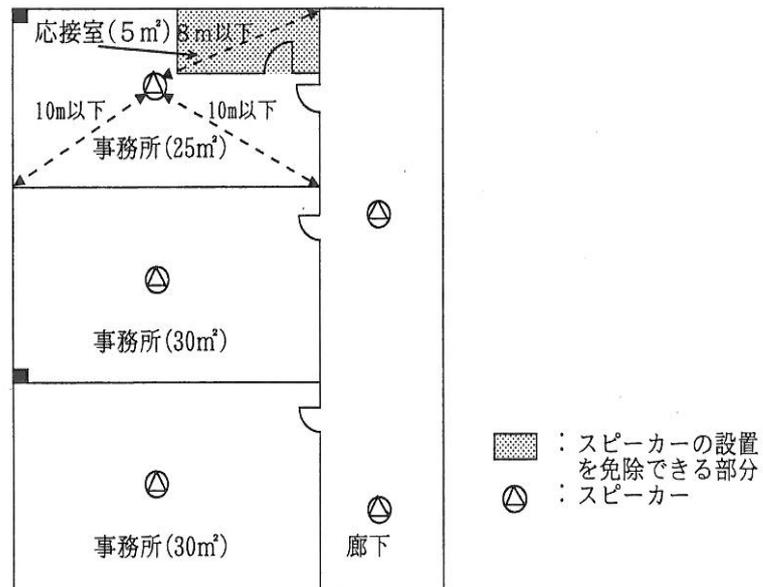
なお、スピーカーを設置する室と免除する室の間に扉等がない場合は、当該スピーカーの設置を免除できないものとする。ただし、浴室、トイレ個室及び小規模（概ね2㎡以下）なパイプシャフト、ダクトスペース等で、直近のスピーカーで有効に放送

できる場合はこの限りではない。

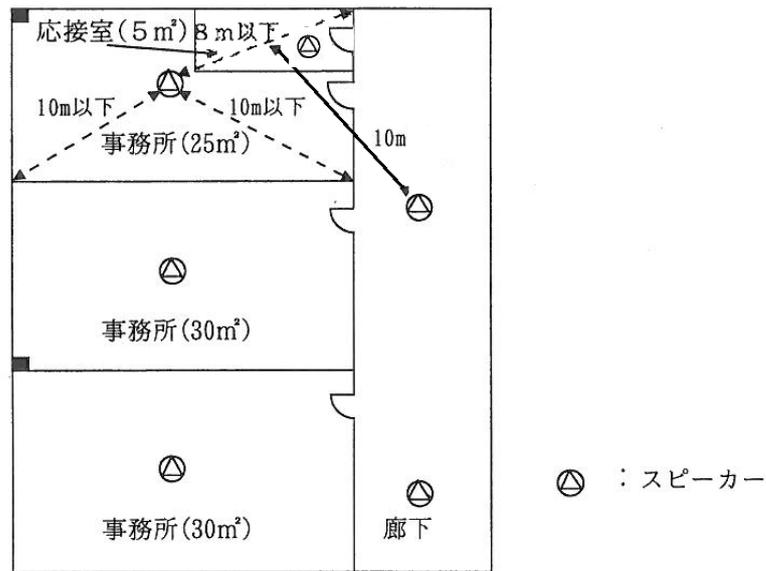
(ア) 居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカ-
の設置を免除できる場合



(イ) 居室でスピーカ-の設置を免除できる場合



(ウ) 扉等がなくスピーカーの設置を免除できない場合



エ 寄宿舍、下宿又は共同住宅の住戸部分については、令第 32 条を適用して住戸内の戸等の設置に係わらず、各住戸（メゾネット型住戸等の 2 以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分）を一の放送区域として取り扱って差し支えないものとする。なお、当該防火対象物の用途を勘案して設置するスピーカーは、放送区域（住戸部分）の延べ面積に対応する種類のスピーカーを一つ設ければよいものとする。

オ 防火対象物の屋上をテラスや駐車場等に利用する場合にあっては、当該部分に有効に音響が聞こえるように、屋外型スピーカーを設置すること。

(4) 非常警報以外の放送遮断

規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号リ及び告示 6 号第 4、1 (4) に定める非常警報以外の放送を遮断することができる防火対象物の区域については、非常警報の放送が行われる防火対象物の当該区域とすることができるものとする。

(5) 遠隔操作器から報知できる区域

規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ヲにより、遠隔操作器からも防火対象物の全区域に火災を報知することができるものであるとされているが、全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作部（以下「遠隔操作器等」という。）が 1 以上守衛室その他、常時人がいる場所（中央管理室が設けられている場合は、当該中央管理室）に設けられている防火対象物にあっては、令第 32 条の規定を適用して、次のアからウに掲げる場合は、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができるものとする。

なお、2 以上の操作部相互で同時に通話できる設備はエのとおりとする。

ア 管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、遠隔操作器等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

イ 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時に避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考える場合であって、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が当該独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

ウ ナーステーション等に遠隔操作器等を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行うこととしている等のように防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象場所と

することが適切と考えられる場合であって、避難誘導の対象全体に火災を報知することができるよう措置された場合

エ 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ヲに定める操作部又は遠隔操作器のある場所相互間で同時に通話できる設備については、次のいずれかの設備が設けられているものとする。

(ア) インターホン

(イ) 非常電話

(ウ) 構内電話で非常用の割り込みのできる機能を有するもの又はこれと同等の性能を有するもの

(エ) 自動火災報知設備の受信機等で相互同時通話が可能な機能を有するもの

(6) 音声警報音のメッセージ

ア メッセージの例

告示 6 号第 4、3 (3) に定めるメッセージについては、次の文例又はこれに準ずるものとする。

(ア) 感知器発報放送 (女声)

「ただいま〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、の放送にご注意下さい。

(イ) 火災放送 (男声)

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

(ウ) 非火災報放送 (女声)

「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心下さい。」

イ メッセージの特例

(ア) 放送設備が階段、エレベーター昇降路等のたて穴部分の感知器の作動により起動した場合又は手動により起動した場合は、火災が発生した場所にかかるメッセージ入れなくても差し支えないものとする。

(イ) 防火対象物の利用形態、管理形態等により、アに定めるメッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては、各署予防係と協議するものとする。

(ウ) メッセージに外国語を使用する場合は、「シグナル音」・「日本語メッセージ」・「外国語メッセージ」・「シグナル音」・・・の順に放送されるものとする。

2 放送設備の操作要領

放送設備の機能については、告示 6 号第 4、4 (2) に定められているが、その機能は放送設備を次のように操作することを想定したものであるので、操作が的確に行われるよう防火対象物の関係者を指導するものとする。

なお、この内容は、放送設備の表示事項であり、取扱方法の概要にも記載されているので、指導の際に活用するものとする。

(1) 自動火災報知設備の感知器が作動した旨の信号 (火災表示をすべき火災情報信号 (アナログ感知器信号) を含む。以下同じ。) により起動した場合

ア 感知器発報放送の起動

感知器からの信号により自動的に行う。

イ 火災放送の起動

(ア) 告示 6 号第 4、4 (2) イ (ロ) に定める場合は、自動的に行う。

(イ) (ア) による自動起動が行われる以前に当該感知器発報区域付近等にいる現場確認者及び防災センター等から現場の確認に行った者 (以下「現場確認者」という。) からの火災である旨の通報を受けた場合等操作者が火災が発生した旨の情報を得

た場合は手動により起動する。

(ウ) 非火災放送の起動

現場確認者から、火災が発生していない旨の通報を受けた場合は、手動により起動する。

(2) 発信機又は非常電話により起動した場合

ア 火災放送の起動

告示6号第4、4(2)ロによる。

イ 非火災報放送の起動

2(1)イ(ウ)による。

(3) 感知器発報放送を手動により起動する場合

ア 感知器発報放送の起動

内線電話等により火災が発生した可能性がある旨の通報があった場合にとりあえず手動により起動する。ただし、操作者の判断により、感知器発報放送を省略して、火災放送を起動できるものとする。

イ 火災放送の起動

(ア) 告示6号第4、4(2)ハに定める場合は自動的に行う。

(イ) (ア)による自動起動が行われる以前に、現場確認者から火災である旨の通報を受けた場合等、操作者が火災が発生した旨の情報を得た場合は、手動により起動する。

ウ 非火災報放送の起動

2(1)イ(ウ)による。

(4) 音声警報音による放送中にマイクロホン放送をする場合

告示6号第4、4(2)ホに定めるように、音声警報音による放送中であっても、操作者によるマイクロホン放送が優先することとなっているので、火災等の状況に応じて、適宜、操作者による放送を行うことができる。

(5) タイマーの設定等

告示6号第4、4(2)イ(ロ)c及び同ハ(ハ)に定める、火災が発生した旨又は可能性が高い旨の信号については、感知器発報放送が起動してからタイマーにより作動する一定の時間を経過した旨の信号とし、一定の時間については、防火対象物の規模、利用形態、管理形態、内装制限の実施状況、現場確認に必要な時間等を勘案して、次のとおりとする。なお、設定については設置検査時に行うものとする。

ア 現場確認者と防災センター等の監視者が確保され、現場確認者等から非常電話等により確認の通報が操作部付近に伝達される体制が整っている場合は、5分以内とする。

イ ア以外の対象物は3分以内とする。

(6) 非常電話

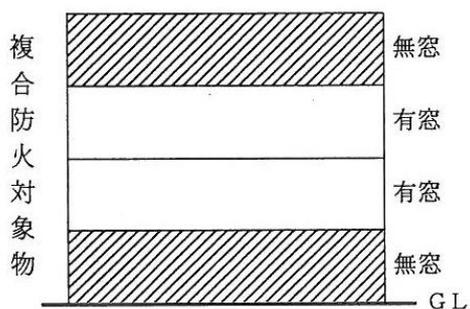
非常電話の親機は防災センター等に設け、子機は中央管理室及び設置を要する階の非常用エレベーターホール、連結送水管の放水口又は屋内消火栓箱のいずれかの付近に設けること。

(7) 区分鳴動方式

規則第25条の2第2項第3号チに定める区分鳴動方式で作動するように設定された場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全域に自動的に警報を発するように措置されていることとされているが、一定の時間については、防火対象物の用途、規模並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、概ね数分とし、最大でも10分以内とする。

3 その他

- (1) 増幅器等が設置されている放送室は、避難階の避難上有効な出入口付近の場所（概ね10mとする）に設けること。ただし、安全に避難ができ、かつ、壁、床及び天井が不燃材料で造られており、開口部に防火戸を設けた場所に設置する場合は、この限りでない。
- (2) 非常警報設備を設置する場合は、令8条の区画がなされていても棟を単位として取り扱うものとする。
- (3) 非常警報設備で住宅部分に設置する起動装置は、令第32条を適用して、2の階にわたることができるものとする。
- (4) 下図のような防火対象物について無窓階が2以上ある場合は、無窓階部分の算定人員の合計で建物全体に設置するものとする。



無窓階部分の合計で全体を設置対象とする。